報告第2号

繰越明許費予算の繰越しについて

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき、平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計繰越明許費予算を繰り越したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月12日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

																		左の財源内訳						
	款					項					事		業		名		金額	額	翌年度繰越額	既収入	未収入特定財源		. 加口中心压	
																		特定財源	国県支出金 地方債	地方債	その他	一般財源		
1下 ;	水 i	道 事	F)	業 費	1 下	水	道	事	業	費么	公 共	下	水	道	事	業	218, 77	75, 000	124, 398, 475		国 91,961,400	30, 400, 000		2, 037, 075
						合			計								218, 77	75, 000	124, 398, 475		91, 961, 400	30, 400, 000		2, 037, 075